

横浜市における障害者自立支援法等による影響調査

事業所名 () 事業種別 ()

事業所所在地 (横浜市)

定員 () 実人員 ()

記入月日 2009年 ____月 ____日 記入者名 ()

1、利用者負担について

(1) 国は利用者負担の軽減策を実施しましたが、現在、定率1割の「応益負担」による負担額はどれくらいになっていますか(09年1月時点、給食代は除く)

月額 1500円以下	()人
1500円超～3000円以下	()人
3000円超～1万円未満	()人
1万円以上～2万円未満	()人
2万円以上	()人

(2) 給食費の自己負担はどれくらいですか(給食費を徴収している施設)

1食 ()円、月額 ()円

(3) 居住費(光熱水費)の自己負担はどれくらいですか(入所施設の場合)

月額 ()円

(4) 定率1割の「応益負担」の導入や給食代等の実費負担によって、利用者にとどのような影響がもたらされましたか(06年4月以降、現在まで)

①サービスの利用を中止した ()人、利用日数・回数を減らした ()人

②利用料、給食代の滞納者がでていますが、実態はどうですか

滞納者は ・いない ・いる ()人(08年12月時点)

③利用者への影響について、その他、お気づきになっている点をお書きください

.....
.....
.....

(5) 利用者負担のあり方について、どのような「見直し」策を国に要望しますか。

①定率1割の「応益負担」制度にかんして

・「応益負担」制度は維持し、負担軽減策の継続・充実をはかる

・「応益負担」制度を廃止する

▽「応益負担」制度を廃止すると回答した方について

その理由

.....
.....
.....

②給食代等の実費負担について

- ・現状でよい
- ・いっそうの負担軽減策を講じる
- ・給食費、居住費の自己負担は廃止する

2、事業所経営への影響について

(1) 報酬単価の引き下げ等により、多くの事業所で収入が減少して経営が困難に直面しています。実情をお聞かせください

▽旧体系の事業所

- ・大幅に減収になった
- ・やや減収になった
- ・変化ない
- ・増収になった

▽新体系に移行した事業所

- ・大幅に減収になった
- ・やや減収になった
- ・変化ない
- ・増収になった

(2) 収入減のために実施を余儀なくされたことはどのようなことですか

[利用者サービス関係]

- ・土曜日の開所など利用日数の増
 - ・行事の廃止、縮小
 - ・その他.....
-
-

[職員の労働条件関係]

- ・賃金切下げ・昇給ストップ
 - ・人員削減
 - ・正規職員を非正規やパートに変更
 - ・その他.....
-
-

(3) 各地の事業所で職員確保が困難な状況が生まれています。実情はどうですか

①この1年間で職場をやめた人はいますか

- ・いない
- ・いる () 人 (職員総数 人)

②職員の応募状況を聞かせてください (職員募集をおこなった事業所)

- ・募集人数どおりの応募があった
- ・募集人数に足りなかった

③職員がやめたり、集まらないのはどのような理由だとお考えですか

.....

.....

(4) 国にどのようなことを要望しますか(複数回答可)

〔報酬関係〕

- ・ 報酬単価を引き上げる
- ・ 報酬の支払い方式を「日額払い制」から「月額払い制」にもどす
- ・ その他.....
.....
.....

〔職員配置関係〕

- ・ 職員の配置基準を改善する
- ・ 正規職員の配置を中心にした雇用形態ができる報酬にあらためる
- ・ その他.....
.....
.....

3、子ども分野への影響について

(障害児分野の事業所におたずねします)

(1) 国は補装具や自立支援医療(育成医療)の負担軽減は実施していません。補装具や医療費の負担について、利用者の方の実情をお聞かせください。

(例えば、補装具の新調を控える保護者がいる、医療費の負担増で苦しんでいる、など)

.....
.....
.....

(2) 障害のある子どもの福祉にかんして、「見直し」にあたって国にどのようなことを要望しますか(複数回答可。利用者負担、報酬関係は前出の設問で回答してください)

- ・ 障害児福祉の利用における契約制度を見直す
- ・ 「障害程度区分」のしくみは導入しない
- ・ 放課後活動について国の補助制度をつくる
- ・ 障害種別の施設機能の充実
- ・ 障害が確定しない子ども(グレイゾーン)への支援の充実
- ・ その他.....
.....
.....

4、障害者自立支援法については、この他、「障害程度区分」認定、新施設体系のあり方、就労の場の保障をはじめ多くの問題点があり、抜本的見直しを求める声がつよくあがっています。障害者自立支援法について、国に望む要求やお考えをお書きください。

.....
.....
.....

5、横浜市の独自の障害者施策について

(1) 横浜市は、現在5万5000人に支給している在宅心身障害者手当を、「将来にわたる安心施策」を充実させるためと称して、2010年度から廃止する計画です。一方、神奈川県は、所得手当を導入した上で支給対象者を「重複障害者」のみに限定しようとしています。このことについて、利用者の方の反応はいかがでしょう。

- ・ 将来の安心のためなら、廃止もやむを得ないと感じている人が多い。
- ・ あてにしている手当なので、廃止されると困ると感じている人が多い。
- ・ その他.....

.....
.....
.....

(2) 横浜市は、定率1割の負担額について、市民税非課税世帯に該当する利用者と在宅サービス利用者（入所施設利用者を除く）の利用者負担額を全額助成しています。これについての利用者の方の反応はいかがでしょう。

- ・ ずっと助成してほしい。
- ・ 対象を課税世帯にもひろげてほしい。
- ・ その他.....

.....
.....
.....

その他、ご意見・ご要望等がございましたら、お書きください。

.....
.....
.....
.....

☆ご協力ありがとうございました。

遅くとも2月20日までに回答をお送りくださいますよう、お願いいたします。

日本共産党横浜市会議員団 横浜市中区港町1-1 電話 045(671)3032 FAX 045(641)7100